

## 平成29年第2回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成29年6月14日 午前9時30分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る9日に開会されました第2回定例会も本日最終日となりました。 連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 産建町民常任委員会委員長から「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いします。 8番圓山産建町民常任委員長。
8番圓山産 建町民常任 委員長	平成29年6月14日。川本町議会議長 植田 昌平殿。 産建町民常任委員会 委員長 圓山 達雄。 請願審査結果報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。1、請願第1号、件名、森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願。付託年月日、平成29年6月9日。審査年月日、平成29年6月9日。審査の結果、採択とすべきもの。以上であります。
議 長	以上で、産建町民常任委員会委員長の報告を終わります。
々	それでは、「平成29年、請願第1号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 （「ありません」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終結致します。
々	これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「平成29年、請願第1号、森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願」に対する委員長報告は、「採択とすべきもの」であります。

々 この委員長報告のとおり決定する事に、賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「平成29年、請願第1号」は、委員長報告のとおり、採択とすることに「決定」しました。

々 日程第2、「議案第41号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第41号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第41号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 日程第3、「議案第42号、三原まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第42号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第42号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第4、「議案第43号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第43号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 　　よって、「議案第43号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 　　次に、日程第5、「議案第44号、川本町中小企業・小規模企業振興基本  
条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第44号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 　　よって、「議案第44号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 　　次に、日程第6、「議案第45号、平成29年度川本町一般会計補正予算  
(第1号)」の件を議題と致します。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第45号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 　　よって「議案第45号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 　　次に、日程第7、「議案第46号、平成29年度川本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算(第1号)」の件を議題と致します。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。
- 々 　　ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可します。

議 長

1 番山口議員。

1 番  
山口議員

本補正予算は、国保の保有基金や一般会計からの繰り入れが反映されておらず、保険税の引き下げが行われていないので、反対討論を行います。

「高すぎる保険税は生活を圧迫している」というのが町民の切実な声です。また、国や県も、そして本町においても保険税が高いと認識をされています。

「保険税を引き下げて欲しい」、この町民の声に真摯に向き合う町政が、今求められているのではないのでしょうか。

来年度から、国保事業の「県単位化」が行われ、財政運営の主体が市町村から県に移行になります。

今月 9 日、「県単位化」にあたって、昨年度決算見込みを基にした本年度の一人あたりの収納必要額（年間保険税）の試算が示されました。

これによりますと、本町は 11, 742 円減の 116, 178 円となり、現在よりも 10, 000 円以上低い保険税額が示されています。

それなのにも関わらず、今年度、本町における保険税は引き下げにならず、なぜ、据え置かれるのでしょうか。据え置く合理的根拠は、どこにあるのでしょうか。私は、これまで本町の保険税の値上げについて、県から「標準税率」も示されていない中で、なぜ、値上げになるのか、根拠がない、と値上げの実施に疑問を呈してきました。それに対する答弁は、「本町は医療費が県下で一番高いから、県からは高い保険税が求められる。一度に上げると町民の負担が大きいため少しずつ上げていく。」との答弁が繰り返されてきました。今回の試算は、医療費が高いことも織り込み済みの試算結果です。

今こそ、保険税の引き下げを求める町民の声に応え、今年の保険税は「据え置き」ではなく、「引き下げる」措置が必要と考えます。

もともと国保の財政難と保険税高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあり、この 30 年間に、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は半減をしています。

現在、国保は、住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に、重い負担や過酷な滞納取り立てで住民の生活と健康、命まで脅かすという本末転倒の事態が広がっています。国保の構造的な問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革が必要と考えます。

国保は、日本国憲法 25 条に基づく社会保障制度であり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保は、町民の命と健康を守るものでなければなりません。

町民の「保険税の負担を軽減して欲しい」の願いに答えて、保険税の引き下げに踏み切るべきです。そのための財源は、保有基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れ、国庫支援金の活用等で十分可能です。

町民に、引き続き重い負担を強いる保険税の「据え置き」は、極めて大きな問題であり、「据え置き」提案の撤回を求めて、私の反対討論を終わります。

- 議 長 　　ただいま反対討論がありました。賛成討論の方はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
　　「議案第46号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって「議案第46号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 　　次に、日程第8、「議案第47号、平成29年度川本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
　　「議案第47号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「全員」であります。
- 々 　　よって「議案第47号」は原案のとおり「決定」されました。
- 々 　　次に、日程第9、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて  
《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致し  
ます。
- 々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
　　「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
　　挙手「全員」であります。
- 々 　　よって「議案第48号」は「承認」されました。
- 々 　　次に、日程第10、「議案第49号、専決処分の承認を求めることについ  
て《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の  
件を議題と致します。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第49号」は「承認」されました。
- 々               次に、日程第11、「議案第50号、専決処分の承認を求めることについて《過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第50号」は「承認」されました。
- 々               次に、日程第12、「議案第51号、専決処分の承認を求めることについて《平成28年度川本町一般会計補正予算（第8号）》」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第51号」は「承認」されました。
- 々               次に、日程第13、「議案第52号、専決処分の承認を求めることについて《平成28年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」

- 議 長           の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第52号」は「承認」されました。
- 々               次に、日程第14、「議案第53号、専決処分の承認を求めることについて《平成28年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）》」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第53号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第53号」は「承認」されました。
- 々               次に、日程第15、「議案第54号、専決処分の承認を求めることについて《平成28年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）》」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
                  「議案第54号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第54号」は「承認」されました。

議 長 次に、日程第16、「議案第55号、専決処分の承認を求めることについて《平成28年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)》」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第55号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって「議案第55号」は「承認」されました。

々 次に、日程第17、「議案第56号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第56号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって「議案第56号」は原案のとおり「決定」されました。

々 次に、日程第18、「議案第57号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって「議案第57号」は原案のとおり「決定」されました。



議 長 次に、日程第19、「議案第58号、財産の取得について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第58号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第58号」は原案のとおり「決定」されました。

々 次に、日程第20、「議案第59号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第59号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第59号」は原案のとおり「同意」されました。

々 それでは、日程第21、「議案第60号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上教育課長。

番外瀬上教 それでは、「議案第60号、工事請負契約の締結について」、説明致します。本議案は、平成29年6月6日、一般競争入札に付した、平成29年度悠邑ふるさと会館、舞台音響設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度悠邑ふるさと会館舞台音響設備改修工事です。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は111,240,000円です。契約の相手方は、大阪府大阪市淀川区西中島4丁目7番18号。ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所、所長 <sup>きしもとかずし</sup>岸本 一史氏です。

番外瀬上教育課長 工期は、契約が成立した日の翌日から、平成29年9月22日までです。なお、本契約により、8月15日から9月22日までの間、大ホールを閉鎖し、改修工事を行う事となります。以上、ご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
2番木村議員。

2番木村議員 この本件について、ちょっと2、3お尋ねしたいと思います。1つは現状のアナログ設備の当初の導入の業者、導入メーカーという事について、この1点を教えていただきたい。それから入札の関係で、入札の入札率、他社、他にどんな業者があったのかという審査の関係。それから具体的な問題ですけど、この導入されようとするレベル、例えばそれに全国的にみてどんな所と相応しいのかなど。ですから有名なミュージシャンとかお越しになられても、そういう見劣りはしないとかですね、そういうこと。それからメンテの関係について、今、課長の説明では大阪という事でありませうけれども、そういうメンテの関係についての対応の関係について、お尋ねしたい。以上です。

議長 番外瀬上教育課長。

番外瀬上教育課長 それでは木村議員のご質問にお答えします。導入メーカーにつきましてですが、これについては当初、入れておりましたメーカーと同じ物を今回も入れる事となります。それから入札率についてでございますが、入札率は97.2%でございます。それからレベルという導入した機器のレベルについてですが、今回導入した機器につきましては、島根県民会館ですとか、他のホールと同じような物という事で、最新のデジタルシステムという事で導入しております。これにつきましては、どのミュージシャンという事もなく十分使っていただけるメーカーだというふうに思っています。それからメンテナンスについてですが、この会社につきましては、大阪営業所という事になっております。それでこのメーカーにつきましては、これまでも補修をしていただいているところございまして、こういったところで今まで不具合等は起こっていないというふうに聞いております。以上でございます。

議長 はい、2番木村議員。

2番木村議員 他のメーカーはどうなったんでしょうね。入札状況の関係なんですけど、これまでのメンテナンス導入やってこられた、また新規ということもあるんですけど、その中の価格に対してこのあまりにも金額が大きいという事もあ

2番  
木村議員

りますので、そういう状況の他のところの努力なんかされたかどうかという事ですね。世の中にはいろんなメーカーさんがあると思いますし、今の県民会館さんとかいろいろ仰いましたけれども、そこらとの導入業者等の関係について、見劣りしないと仰いましたけど、そこらとの関係、どのように比較し、どのような業者選定。もちろん応募の関係もありますけれども、そういうところの呼びかけ等の関係も、どうだったんだろうかというふうに思います。いずれにせよ宝の持ち腐れにならにようをお願いしたいと思うんですが。物が物ですのでそういうOA機器は時間の経過する同時に導入すると同時に劣化が始まりますので、その耐用年数等も含めて、ちょっとお答え願います。

議 長

番外瀬上教育課長。

番外瀬上教  
育課長

はい、先ほどのご質問の中で入札についての回答を洩らしておりました。失礼致しました。入札につきましては、今回、手が挙がったところが1社のみだったという事で、他社は手が挙がっておりません。他メーカーとの比較という事でございましたが、現在デジタル化という事で、それに対応出来るものという事で広く募集を掛けたつもりでございます。実際に手が挙がってこなかったのは非常に残念でございますが、それについては残念だと思っております。金額等々につきましては、価格について要求したところもありましたが、予算総額でも落とされたという事もありまして、その中でも過大にならないようにと言う事で見積もって行っているという事でございます。あとは非常に大きな金額を使うものであるという事なので、その事は十分自覚しながらですね、無駄な事にならないように活用したいというふうに思っております。以上でございます。

議 長

よろしいですか。はい、木村議員。

2番  
木村議員

すみません。私もあまり分からないんですが入札率97.2%、100%近いというものの、場合によっては半値八掛け2割引なんてありますのでね、そういうまでは極端で言いませんが、この入札率97.2%に対して、町長、どうお考えですかね。この97.2%という事については、当然な入札率というお考えですか。今後の参考の為にお答え願います。

議 長

番外三宅町長。

番外  
三宅町長

はい、今、課長が申し上げましたように、この度の一般競争入札につきましては、広く募集をかけた上で公明正大にやったものであります。この97%というものは、この度の入札にあたっては妥当な数字だというふうに考えています。

議 長 (「耐用年数は？」の声あり)  
先ほどの質問の答えが足らなかったところですね、番外瀬上教育課長。

番外瀬上教 育課長 はい、失礼致しました。耐用年数については10年という事でございます。それからメンテナンスについて、保守メンテナンスについては、年数回、大阪から来ていただいて、その中で保守していただくというふうにしております。以上です。

議 長 他の方、質問ございませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「議案第60号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第60号」は原案のとおり「決定」しました。

々 それでは、日程第22、「発議第2号、森林環境税（仮称）の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書の提出について」を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。8番圓山議員。

8番 圓山議員 「発議第2号、森林環境税（仮称）の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書の提出について」。  
上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。平成29年6月14日提出。  
提出者、川本町議会議員 圓山達雄。賛成者、川本町議会議員 飯田武則。川本町議会議員 高良敏幸。川本町議会議員 木村慶五。  
森林環境税（仮称）の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書（案）。  
森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与しています。しかしながら、所有者・境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低迷等により、森林の荒廃が深刻な状況です。

8 番  
圓山議員

地方においては、国の森林整備事業に加え、地方単独事業等を創設し、森林整備対策、林業・木材産業対策が実施しているところですが、長期的な視点に立った安定的な財源が十分に確保されているとはいえないのが現状です。

については、森林環境税（仮称）の創設により、長期的かつ安定的な財源が確保されるよう下記事項の実施について強く要望いたします。

記、1. 地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源の確保のため、平成30年度税制改正において「森林環境税（仮称）」を創設すること。

2. 税収は、民有林面積に応じて分配し、県及び市町村がしっかり連携しながら、自由度をもった対策が実施できるような制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月14日。島根県邑智郡川本町議会。

意見書の提出先は、次のページにありますのでご覧いただきたいと思えます。以上です。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。  
「発議第2号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「発議第2号」は原案のとおり「決定」しました。

々

次に、日程第23、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。

議 長 次に、日程第24、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。  
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 日程第25、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成29年第2回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を  
三宅町長 申し上げます。議員の皆様におかれましては、去る6月9日から本日までの  
間、終始、熱心にご審議をいただき、上程いたしました全案件、全て議決賜  
り誠にありがとうございます。また一般質問や全員協議会等で賜りましたご  
意見につきましては、更に検討を加え今後の町政執行に生かして参りたいと  
考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今週の日曜日には、関西川本会がございまして、三谷神楽団の上演が大好  
評でありました。4月には東京川本会がございまして、両会場とも出席者か  
ら、ふるさと川本の為になにかお役に立ちたいとか、また三江線の跡地利用は  
こうが良いんじゃないかと。それぞれたくさん意見をいただいたところでご  
ざいます。たいへん有りがたい事とございまして、これからも川本町との絆  
を一層強め、力になっていただきたいと考えているところでございます。今  
月は、まちづくり意見交換会がございます。いろいろな意見が毎年、出て参  
ります。それぞれの地区で困った問題を抱えながら、町民の皆さんが一生懸  
命取り組んでおられる事を感じる事が大切でございまして、このまちづくり  
意見交換会には、そのような考えで臨んでいきたいと考えております。これ  
から本格的な梅雨に入って参ります。ゲリラ豪雨等の対応に追われる事もあ  
ろうかと思いますが、スピーディーに対応出来るよう万全なる体制を整えて  
参ります。

最後に、これから夏に向かって様々な事業等が展開されて参ります。議員  
各位におかれましては、体調管理にはくれぐれもご留意いただき、今後の町  
政の発展のため、更なるご活躍ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会  
にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。  
長時間にわたり慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもって、平成29年第2回川本町議会定例会を閉会致します。  
お疲れ様でした。 (午前10時10分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員